

桂浜海中転落者救助訓練への参加 (7月24日 於、桂浜海岸)



救命浮環による救助法



心肺蘇生法の実技講習

桂浜海岸は波の変化が激しく遊泳禁止となっており、平成23年8月、同海岸で幼児が波にさらわれて死亡する水難事故が相次いで2件発生したことを受け、海の季節を控える時期、高知市商工観光部観光振興課の主催により例年「桂浜海中転落者救助訓練」が実施され、当部においても警察、消防とともに訓練に参加しています。7月24日(水)桂浜海岸において同訓練が開催され、警備救難課職員及び「巡視船とさ」潜水士が訓練に参加しました。